

社会福祉法人むつみ会
役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

令和3年6月1日

社会福祉法人むつみ会

役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつみ会の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬とは、報酬その他の業務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事、監事及び評議員に対して、別表の通り報酬を支給する。

(費用弁償の支給)

第4条 役員が理事会または、評議員会等に出席したときは、その都度別表に掲げる費用弁償を支給する。

(付則)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付則

この規程は、令和3年6月1日より施行する。

(別表)

役員及び評議員の報酬

	報酬日額	費用弁償
評議員	5,000 円	むつみ会旅費規程を準用する
監事	5,000 円	むつみ会旅費規程を準用する
理事	5,000 円	むつみ会旅費規程を準用する